

取引所FX



お取引のガイド

第一プレミア証券株式会社
登録番号：関東財務局長（金商）第162号

「取引所FX くりっく 365」は、株式会社東京金融取引所の登録商標です。

リスクについて

お取引を開始するに際しては、「取引所為替証拠金取引説明書」、「取引要綱」、「受託契約準則」、「為替証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書」、「お取引のガイド」（本書面）、「取引所為替証拠金取引約款」等をお読みの上、取引の内容や仕組み、リスクについては十分ご理解の上ご自身の判断でお取引ください。

価格変動リスク

取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。

さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場の状況によっては差し入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

コンバージョンリスク

クロスカレンシー取引においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります（コンバージョンリスク）。

金利変動リスク

取引対象である通貨の金利が変動すること等により、保有するポジションのスワップポイントの受取額が減少、または支払額が増加する可能性があります。ポジションを構成する2国間の金利水準が逆転した場合等には、それまでスワップポイントを受取っていたポジションで支払いが発生する可能性もあります。

また、一部の通貨においては、外国為替市場における当該通貨の需給関係等の影響を受けて、金利変動によらずに、スワップポイントの増減や支払いの逆転が生じたり、場合によっては、金利の高い方の通貨の買いポジションでスワップポイントの支払いが生じる可能性があります。

流動性リスク

「くりっく365」では、マーケットメイカーが買呼び値及び売呼び値を提示し、それに対して投資家がヒットをして取引が成立する方式を取っています。そのため、状況（天変地異、戦争、政変あるいは為替相場の激変等）によって、マーケットメイカーによる買呼び値や売呼び値の安定的、連続的な提示が不可能または困難となることがあり、その結果、想定する価格で取引ができないなど、投資家にとって不測の損失が生じる可能性があります。

また、一部の通貨において母国市場等の休業の場合には臨時に休場することがあります。更に、当該国の為替政策・規制による他通貨との交換停止や外国為替市場の閉鎖の措置がなされるなどの特殊な状況が生じた場合には、特定の通貨ペアの取引が不能となる可能性もあります。

なお、平常時においても流動性の低い通貨の取引を行う場合には、希望する価格での取引ができないなどの不利益を被る可能性があります。

信用リスク

「くりっく365」においては、投資家の取引を受託する「くりっく365」取扱会社に対し取引所が取引の相手方となる「清算制度」を導入しており、投資家の証拠金は、全額取引所が分別管理しているため、原則として全て保全されます。しかし、「くりっく365」取扱会社の信用状況の変化等により支払いが滞ったり、取扱会社が破綻した場合には、返還手続きが完了するまでの間に時間がかかったり、その他の不測の損失を被る可能性があります。

システム障害リスク

取引所及び当社のシステム、または投資家、取扱会社、取引所の間を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合等には、相場情報等の配信、注文発注・執行等が遅延したり、不可能になることがあり、その結果、不測の損失を被る可能性があります。

税制・法律等の変更リスク

税制・法律またはその解釈等が将来変更され、実質的に不利益な影響を受ける可能性があります。

目次

1	口座開設の流れ	4
2	取引環境	9
3	入力方法	10
4	入出金	11
5	注文方法	12
6	証拠金不足	14
7	アラート、ロスカット	16
8	変更、紛失	17
9	税金について	18
10	用語解説	19
11	個人情報保護宣言・利用目的	20
12	勧誘方針	23
	お問い合わせ先	24

お取引は、ご自身の資産状況、取引のリスク等をご考慮いただいた上でお願い致します。

1 口座開設の流れ

(1) ご確認・ご理解

以下の書類がお手元にあるかご確認のうえ、よくお読みになり、取引の仕組み、リスク等について十分ご理解ください。

- 取引所為替証拠金取引説明書・取引要綱（別紙）
- お取引のガイド（本書面）
- 取引所為替証拠金取引約款
- 取引所為替証拠金取引口座開設申込書兼確認書兼同意書兼届出書兼申出書※
- 受託契約準則
- 市場デリバティブ取引に係るご注意
- 為替証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書（提出用/お客様控え）
- 返信用封筒

※法人の場合は、個人の書式と異なります。また、上記のほか「実質的支配者に関する申告書」その他の書類が必要になります。お申込みの際、法人で契約する旨をお伝えください。

(2) ご記入・ご提出

下記2点に黒または青のボールペンでご記入・ご捺印のうえ、本人確認書類を添付してご提出ください。重要な書類ですので、すべて楷書で正確にご記入ください。

- 為替証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書(提出用)
- 取引所為替証拠金取引口座開設申込書兼確認書兼同意書兼届出書兼申出書

【本人確認書類】

個人	法人
<ul style="list-style-type: none">• 運転免許証のコピー• 各種健康保険証のコピー• 個人番号カードのコピー• パスポートのコピー(※1)• 住民票(※2)• 住民基本台帳カードのコピー• 在留カード、特別永住者証明書のコピー	<ul style="list-style-type: none">• 登記簿謄本（発行日から6ヵ月以内の原本）• 印鑑証明書（発行日から6ヵ月以内の原本）• 代表者又は取引担当者の本人確認書類• 実質的支配者の本人確認書類

※1 パスポートは住所記載面にご注意ください。

※2 住民票はコピー不可、発行6ヶ月以内のものでお願い致します。

(注) 顔写真のない本人確認書類は、2種類が必要になります。

ご記入時のご注意事項

- ご記入の際に書き損じた場合は二重線で消し、お届け印にて訂正印をお願い致します。

- 電子メールアドレス欄は、パソコンのご自身専用のものをご記入ください
- ご提出の際、お客様のご本人確認書類が必要です。特にパスポートは住所記載面にご注意ください。なお、住民票はコピー不可とさせていただきます。

※書類に記入漏れや不備等がありますと、再度ご記入をお願いするなど、取引開始までに時間を要することがありますので、ご注意ください。

(3) 審査

書類及び口頭による審査（確認）がございます。その結果、ご希望に添えない場合もあります。また、その理由の開示は控えさせていただきます。あらかじめご了承ください。

ご注意

※審査の方法は、ご提出いただいた書類をもとに、お客様に直接電話・電子メール、面談等で確認させていただくことがあります。

※ご提出いただいた書類はご返却致しません。当社で責任を持って処分致します。

(4) ログイン ID、パスワードの交付

ご自宅に郵送（簡易書留郵便）でお送りします。お客様の取引をお守りする大切なものです。保管には十分ご注意ください。

(5) ご入金

当社指定の振込口座にご入金ください。当社で入金確認の後、お客様の口座に反映致します。その後、お取引を開始していただくことができます。

ご注意

※振込みされる際は、必ずログイン ID と取引される方のお名前をご記入ください。クイック入金には対応しておりません。

※振込口座は、ログイン ID、パスワードの交付時にお知らせします。また、取引プラットフォームの「入出金」「振込口座情報」からもご確認いただけます。

※お振込みされる際の手数料は、お客様のご負担となります。当社からお客様の指定口座への振込手数料は原則、当社で負担致します。

■口座開設基準

必ずご確認ください。

口座開設を希望される方は、ご自身が以下の項目に該当するかご確認ください(自然人以外を含む)。

- a. 本取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分に理解していること
- b. 電子メール又は電話等で常時連絡が取れること
- c. 200万円以上の金融資産を保有していること(法人の場合は、資本金又はこれに相当する資産)
- d. 原則として年収が100万円以上であること
- e. 原則として年齢が20歳以上75歳未満であること
- f. 反社会的勢力に関与していないこと
- g. お客様の振込先預金口座が、国内に存する金融機関であること
- h. 他の金融商品取引業者又は登録金融機関との間で紛争事案のないこと
- i. 外国為替証拠金取引を業として行う法人の役職員ではないこと
- j. 取引報告書その他書面の電子交付に同意すること

■ログインID、パスワード

取引用のログインID、パスワードは、ご自宅に簡易書留郵便で郵送いたします。

※パスワードはお客様の取引画面から、変更することが可能です。セキュリティの観点から変更されることをお勧めします。半角文字で8~13桁の範囲でお願いします。大文字と小文字にご注意ください。

■お取引のコースについて

コース名	サービス内容
オンラインコース	パソコン等を通じて、お客様ご自身で取引を行うコースです。当社スタッフのアドバイスを受けることはできません。但し、取引画面の操作方法等の問い合わせはお受けします。
コンシェルジュコース (対面取引)	当社スタッフが、お客様の投資目的や投資スタイル、リスク許容度等に合わせて、アドバイスを行います。ご注文はお客様ご自身で行なうか、または、お客様の指示により、当社スタッフが注文を代行入力するか、どちらでも対応できます。

※コンシェルジュコースは、情報提供または投資アドバイスを目的としたもので、利益を保証するものではありません。これによる取引又はその他の結果において、当社が一切の責任を負うものではありません。お取引の判断はあくまでもお客様のご判断で行なっていただきますよう、よろしく申し上げます。

※口座申込み時に、いずれかのコースを選択していただきます。口座開設後のコース変更は可能ですが、同時併用はできません。

業務部 03-6778-8700
受付時間 午前8:00~午後6:00(平日)

■外国PEPsの該当の有無について

2016年10月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、金融商品取引業者及び商品先物取引業者は、お客様が取引口座を開設する際の取引時確認において、外国PEPs（重要な公的地位にある者 Politically Exposed Persons）に該当するかどうかの確認が必要になりました。外国PEPsの具体例は以下のとおりです。

（１）外国の元首

（２）外国において下記の職にある方

- ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

（３）過去に（１）又は（２）であった方（退任後の経過期間の定めはありません）

（４）上記（１）～（３）の家族（※１）

（５）上記（１）～（４）が実質的支配者（※２）である法人

（※１）配偶者（事実上婚姻関係にある方を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子等になります。

（※２）法人の議決権(株式等)のうち、直接又は間接(法人経由)を合わせて25%超を保有し、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。

- ・お客様が、外国PEPsに該当するかどうか、口座開設時にご提出いただく「取引所為替証拠金取引口座申込書兼確認書兼同意書兼届出書兼申出書」の該当欄に、チェックをお願い申し上げます。
- ・法人の実質的支配者で、外国PEPsに該当されるお客様は、別紙「実質的支配者に関する申告書」にチェックをお願いします。

2 取引環境

以下の動作環境をご確認下さい。パソコンで取引される場合はご自身のパソコンをお使いください。インターネットカフェ、お勤め先などのパソコンはセキュリティ上、お控えください。

◆パソコン◆※推奨環境

必要なソフトウェア	使用可能な OS ブラウザ	Windows8.1 [RT は除く]/10 (日本語版) Internet Explorer 11.0 以上 ※Macintosh (不可)
	その他	Oracle Java JRE1.7.6以上 Adobe Reader 7.0 以上

※OS が Windows10 の場合、PC に Adobe Reader がインストールされている必要があります。

◆スマートフォン・タブレット◆

iPhone,iPod touch,iPad	iOS9.0 以上
Android 端末	Android4.0 以上

※お使いのパソコン等が上記に対応している機器でも、一部正常にご利用になれない場合があります。

※迷惑メール対策として、お使いの携帯端末でメール指定受信、ドメイン指定受信を設定されている場合は、弊社からのメールを受信できるよう、あらかじめ設定する必要があります。

なお、ドメイン指定受信機能を利用されている場合は、各携帯会社の設定方法を確認いただき設定してください。

※データ量の大きい通信を行う場合は通信料が高額となりますのでパケット通信料割引(定額)サービス等へのご加入をご検討ください。

3 入力方法

取引する際、ログインIDとパスワードの入力が必要です。全て半角文字です。大文字と小文字にご注意ください。

◆ 紛らわしい文字 ◆
l (小文字のエル)、I (大文字のアイ) 1 (イチ)
o (小文字のオー)、O (大文字のオー)、0 (ゼロ)
q (小文字のキュー)、9 (キュウ)

上記の文字の入力の際は特にご注意ください。

- ログインする際に連続して3回誤ったものを入力されると、不正取引防止のためロックがかかる仕組みになっております。パソコンと携帯電話等を合わせた回数になります。

例 パソコンで2回誤った後、携帯電話で1回誤入力しますとロックがかかります。

- ロック解除の依頼は、当社業務部（以下参照）までご連絡ください。ロックを解除する際には、ご本人確認をさせていただきます。

◆取引用のログインID、パスワードをお忘れのとき

- 業務部までご連絡ください。
- ご本人確認後に不正取引防止のために取引口座にロックをかけます。
- 取引用のログインID、パスワードは、セキュリティの観点から原則として口頭ではお伝えしておりません。郵便にてお知らせ致します。

取引口座にロックがかかっている状態でも、証拠金不足の発生、ロスカットの執行は通常通り行われますのでご注意ください。

業務部 03-6778-8700
受付時間 午前8:00~午後6:00 (平日)

4 入出金

取引用のログインID、パスワードをお送りする際に当社指定のお振込口座をお伝えします。

ご入金

- ご入金は日本円のみとなります。外国通貨、有価証券等は受け付けておりません。
- お客様からお預かりしたご資金は取引所に全額預託されます。万が一、当社が破綻してもご資金は法的な保護を受けられます。但し、相場等の状況によってはご資金に変動が生じます。
- 振込みの際は、ログインIDとお取引される方のお名前を必ずご記入ください。なお、ご記入がないと、確認までに時間を要する場合があります。
- 当社で入金確認後、お客様の口座に反映致します。取引画面で確認できましたら取引スタートとなります。
- お振込みされる際の手数料はお客様のご負担となります。

ご本人名義以外の方からの振込みは、お受けできません。

ご出金

- ご出金についても日本円のみとなります。外国通貨の受渡しは行っておりません。
- 取引画面上で出金の指示をされる際は、出金可能額にご注意ください。また、出金指示は一取引日につき一回までとなっております。金額を変更される際は、直前の出金指示を取り消し、再度ご希望額をご入力ください。
- 出金指示後に値洗いが悪化した結果、出金額が制限されることがあります。そのため、出金後の残高をキリのよい数字（例…200万円、70万円など）に合わせることは難しくなります。
- お客様受取りのスワップポイント相当額は、ポジションを決済しなければ出金できません。

◆ 出金の例 ◆

30万円の出金指示を出された場合でも出金可能額が28万円になっていた時は、28万円が出金されます。出金指示の金額を上回らない範囲で最大額が出金されます。

5 注文方法

「プレミアくりっく365FX」には、以下のように様々な注文方法があります。

成行注文	価格を指定しないで発注する注文方法で発注次第成立します。
指値注文(正指値注文)	売買価格を指定して発注する注文方法です。買の場合は指値以下で、売の場合は指値以上で成立します。
逆指値注文	注文時の価格を基準として、指定した価格より高くなったら買、指定した価格より安くなったら売が成立します。
時間指定成行注文	注文時の時間を基準として、指定した時間となったら、成行注文が発注されます。
時間指定指値注文	注文時の時間を基準として、指定した時間までは指値注文として発注し、指値に達しないまま指定した時間となったら、成行注文が発注されます。
時間指定逆指値注文	注文時の時間を基準として、指定した時間までは逆指値注文として発注し、指値に達しないまま指定した時間となったら、成行注文が発注されます。
ストリーミング注文	売買の値段が常時更新表示されて、売注文、買注文のいずれかをクリックすることで、表示された値段で売買を成立することができます。
OCO 注文	指値注文と逆指値注文を同時に出し、どちらか一方が成立した場合、もう一方の注文は自動的に取消されます。
If Done 注文	If 注文（指値又は逆指値）とその If 注文が成立したとき初めて有効となる Done 注文（指値又は逆指値）を2つあわせて注文を発注する方法です。
If Done OCO 注文	If Done と OCO 注文を組合わせた注文方法で、If 注文が成立したときに有効となる Done 注文を OCO 注文の形で発注します。

両建について

【オートネットイング】

両建はできません。同一通貨についての買ポジションを保有している場合の売注文や、売ポジションを保有している場合の買注文は、決済としての注文となります。

例)「米ドル：買5枚」保有のとき「米ドル：売10枚」を注文

→ 「米ドル：買5枚」決済 + 「米ドル：売5枚」新規

【指定決済】

両建が可能です。

未決済ポジションを選択して決済することが可能となります。また、建玉整理申請を行うことで市場での反対売買が不要となり売買スプレッドの二重負担がなくなります。

※ポジションを決済する場合は、建玉一覧照会からポジションを選択してください。

両建時の評価損益は買ポジション・売ポジションに対するそれぞれの売気配値・買気配値で計算されるため、急変動時に売り買いそれぞれの気配値の差が拡大（スプレッドの拡大）した場合、ロスカットとなる場合がございます。

※上記は、取引画面のメニューバー「設定」⇒「決済方法設定」から、ご指定いただけます。標準設定は、「指定決済」としております。なお、「オートネットイング」を選択されると、保有ポジションの状況によって、日計りの決済手数料0円が適用されない場合がありますので、ご注意ください。

■指定決済注文

指定決済注文とは、お客様が建玉を保有する状態で反対売買を行った場合、転売または買戻しの申告を行って建玉を決済していただく方法です。転売または買戻しの申告時に、決済する建玉をお客様ご自身に指定していただきます。

6 証拠金不足

■証拠金不足

一日の取引終了時（NY クローズ）に、お客様のポジション状態を見直します。その際、有効証拠金額がポジションを維持するための証拠金（証拠金基準額）を下回ると証拠金不足の状態になります。ロスカットと違い一日1回のチェックです。

証拠金基準額（取引所設定）の変更により証拠金不足の状態になることもあります。

その際は、取引画面の**右上の表示「追証中」**及び電子メールにて通知致します。

発注証拠金額が不足している場合や証拠金不足（証拠金預託額から未収手数料が徴収できない場合）になった場合は、取引開始時に新規建玉注文が取り消され、新規建玉注文の発注ができなくなります。

証拠金預託額・為替差損益予定額・スワップポイント予定額の合計からポジション損益（プラスの場合は加味しない）・未払手数料・未収手数料を差し引いた額が、発注証拠金額・必要証拠金額の合計よりも少なかった場合に、未払手数料があると未収手数料が発生し証拠金不足の状態になります。

証拠金不足のため、取引開始後、発注中の新規建玉注文については取り消されますが、注文が取り消された結果、証拠金が充足された状態になっても証拠金不足の状態は解消されないため、ご注意ください。証拠金不足の状態では新規建玉注文の発注ができなくなります。

ご 注 意

有効比率が日中に 100%以上に回復しても証拠金不足は解消されません。

◆ 解消方法 ◆

- 証拠金不足になった場合、ポジションを決済するか継続するかを選択していただく必要があります。解消方法は次の2通りです。
- 決済とご入金 of いずれも選択せず、何もされない場合は、午後5:00以降任意の時間にすべてのポジションを反対売買により決済致します。

- ①お客様がすべてのポジションを午後5:00までに決済する
- ②お客様が午後3:00までに不足金額以上の入金をして継続する
(①、②とも、不足確定日が銀行休業日の場合は翌営業日)

上記①を選択された場合は、損失が確定します。②を選択されたときは、以下にご注意ください。

- ◆当日午後3:00までにご入金ください。午後5:00の時点で当該入金が確認できなかった場合は、お客様に連絡することなくすべてのポジションを反対売買により決済致します。決済後に、その旨の電子メールが送信されます。

当日が土曜日の場合は月曜日の午後3:00、月曜日が銀行休業日のときは翌日の午後3:00、祝祭日で銀行が休業のときは、直近の銀行営業日になります。但し、為替相場が変動し、有効比率が100%を下回るとロスカットが執行されます。

- ◆ポジションの一部決済、一部のご入金では解消できません。

- ◆一度証拠金不足の状態になり、その後為替相場が思惑通りに動き、ポジションの内容が回復しても、証拠金不足は解消されません。

- ◆祝祭日の前営業日(NY クローズ)に証拠金不足が確定すると、翌営業日にすべてのポジションを決済するか証拠金不足額を上回る入金をし継続するか選択していただく必要があります。

例) 金曜日のNY クローズ(日本時間土曜日)時点で、証拠金不足発生

↓

月曜日(祝祭日)

↓

火曜日(平日)

↓

火曜日の午後3:00までに不足額以上の入金をするか午後5:00までに全てのポジションを決済するかを選択(祝祭日においてもロスカットは執行されます。)

※金曜日のNYクローズ及び月曜日のNYクローズの両方で証拠金不足が確定した場合は、いずれか大きい金額、もしくは同額のご入金が必要となります。

7 アラート・ロスカット

為替は24時間動いていますので、リスク管理が非常に大切になります。本取引では、為替の変動等により多額の損失を未然に防ぐものとして、有効比率を用いたアラート、ロスカットの設定があります。あくまで一手段ですのでお取引する際のリスク管理はご自身で行ってください。

アラート、ロスカット

アラートとロスカットは必要証拠金額を基準とした有効比率を用いて判断します。

$$\text{有効比率} = \text{有効証拠金額} \div \text{必要証拠金額} \times 100$$

アラートとロスカットのチェックは、通常1～5秒程度の間隔で、対円取引の付合せ開始時刻から付合せ終了時刻まで行われます。

◆ アラート ◆

アラート・ロスカットチェック時に有効比率が150%以下となるか、お客様がご指定したアラート基準以下となると電子メールにてお知らせします。これをアラートといいます。なお、携帯電話のメールアドレスも登録されている方には、同じ内容の電子メールが送信されます。

取引は継続されますが、有効比率がさらに低下した場合、ロスカットが執行されるおそれがあります。相場の動向に十分ご注意くださいとともに、以後の対応策の検討をしておくことが肝要です。

◆ ロスカット ◆

アラート・ロスカットチェック時に有効比率が100%を下回ると保有するすべてのポジションをお客様に通知することなく反対売買により決済します。これをロスカット（強制決済）といいます。ロスカットのお知らせは電子メールで行います。なお、約定値段は表示されません。取引画面よりご確認ください。

相場の急な変動やシステムメンテナンス等の取引中断時の相場変動により、100%を大幅に下回って約定したり、預託した証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。

ご 注 意

- ◆銀行の休業日等に当たると入金できなくなることも考えられます。入金できない状態にあってもロスカットは執行されますので、ご注意ください。
- ◆ロスカットが執行された場合でも、通常の手数料が適用されます。
- ◆当社において、不足分入金確認以前でも相場変動によりロスカットが執行されます。
- ◆週末や祝祭日前後は為替相場が大きく動くことがありますので、あらかじめ余裕をもった資金状況にすることをお勧め致します。
- ◆取引口座にロックがかかっている状態でもロスカットは執行されます。

8 変更、紛失

取引の過程で、お名前、ご住所、金融機関等が変更になったときや、取引コースを変更される場合には当社への届出が必要になります。変更内容によって、届出の書面が異なりますので、当社業務部までお知らせください。

- お名前、ご住所に変更がある方は、変更後の情報が確認できる**本人確認書類**を必ず添付してください。口座開設時にお届けの**ご印鑑**も忘れずにご捺印ください。
- お届けの**ご印鑑**を紛失された方も、下記までご連絡ください。
- 当社へお届けの金融機関が統合される場合もあります。特に支店の統廃合についてはお気を付けください。お届けがない場合、振込み処理に時間を要することがあります。
- メールアドレスは、取引画面上にて変更・登録・削除が可能となっております。当社へのご連絡は必要ございません。但し、パソコン用のメールアドレスは削除されないよう、お願い致します。

業務部	03-6778-8700
受付時間	午前8：00～午後6：00（平日）
（郵送先）	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9-1 Daiwa 渋谷神泉ビル3階 第一プレミア証券株式会社 業務部宛

9 税金について

取引所為替証拠金取引に関する税金は以下の通りです。

現行の税制が改正された場合、課税関係は変更されることがあります。

詳細は国税庁のホームページ等をご覧ください。税理士等にご相談ください。

(1) 申告分離課税

税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

(2) 損益通算

取引所為替証拠金取引で生じた「利益」、「損失」は、ほかの取引所での証券先物・商品先物、店頭デリバティブ取引（店頭 FX 等）との損益通算が可能です。

(3) 損失の繰越

取引所為替証拠金取引で生じた「損失」の金額のうち、その年に控除しきれない金額については確定申告により、翌年以降 3 年間に亘り、取引所為替証拠金取引や他の先物取引等で生じた「利益」から繰越控除できます。

10 用語解説

証拠金を中心にご説明します。このほかの用語については、取引所為替証拠金取引説明書をご覧ください。

用語	解説
証拠金預託額	預託されている証拠金の総額のこと。
有効証拠金額	証拠金預託額から、評価損益、スワップポイント相当額、決済損益予定額、未払手数料、未収手数料を加減算した額のこと。
発注可能額	有効証拠金額から、必要証拠金額、発注証拠金額、出金依頼額を差し引いた額のこと。
出金可能額	証拠金預託額から出金可能な金額。発注可能額または、証拠金預託額から出金依頼額、未収、未払手数料を差し引いた額の少ない金額のこと。
有効比率	有効証拠金額を、必要証拠金額で除した比率のこと。
必要証拠金額	取引所為替証拠金取引に係る債務の履行を確保することを目的とし、取引所に預託する証拠金額のこと。
証拠金基準額	ポジションの維持に必要な、取引所が設定する証拠金のこと。
発注証拠金	発注する際に必要な証拠金額のこと。
評価損益	保有するポジションに対する、現在のレートの気配値との差で算出される額のこと。
未決済 スワップポイント	保有するポジションに対する、スワップポイントの累積額のこと。
為替差損益予定額	反対売買がなされ、確定した損益のうち決済日を迎えていないもの。ポジションを決済すると、原則として2営業日後（人民元/円、韓国ウォン/円、インドルピー/円はその限りではない）に証拠金預託額に反映します。
未払手数料	前日以前に未払いとなった手数料、および本取引日において約定がついて支払いが猶予されている手数料額のこと。
手数料未収金	預託されている証拠金の不足により、直前取引日の取引したポジションの手数料が徴収できない金額のこと。

11 個人情報保護宣言・お客様の個人情報等の利用目的

■個人情報保護宣言

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

1. 関係法令等

個人情報の遵守

当社は、報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法律等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

4. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適切な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

5. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

6. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。

【担当窓口】

コンプライアンス部 個人情報担当者

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9-1 Daiwa 渋谷神泉ビル3階

電話番号：03-6778-8700（受付時間：午前9時から午後5時まで）

Eメール：info@dai-ichi-premiere-sec.co.jp

7. 認定個人情報保護団体

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会の協会員です。各協会の個人情報相談室及び個人情報苦情相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室（電話 03-6665-6800）（<http://www.jsda.or.jp>）

一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室（電話 03-5280-0881）

（<https://www.ffai.or.jp/hogodantai/index.html>）

なお、個人情報等の主な取得元および、外部委託している主な業務について、当社ホームページに載せております。

■お客様の個人情報等の利用目的

当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。なお、人権、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に、利用いたしません。

1. 事業内容

当社は、個人情報を次の事業の用に供するため収集、保有、利用いたします。

- (1) 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）及び金融商品取引業務に付随する業務
- (2) 保険募集業務等、法律により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- (3) その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

2. 利用目的

当社は、お客様よりお預かりしている個人情報について、以下の目的に特定して利用いたします。

- (1) 当社の提供する商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (2) 当社又は関連会社、提携会社に商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (3) 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (4) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (5) お客様に対し、取引の結果、預り残高等の報告を行うため
- (6) お客様との取引に関する事務を行うため
- (7) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

- (8) 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究・開発のため
- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、当該業務を適切に遂行するため
- (10) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

12 勧誘方針

勧誘方針

当社は、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、その他法令諸規則等に則り、金融商品取引の勧誘に際して、次の事項を遵守し、お客様本位に徹した「誠実」「公正」な姿勢で勧誘を行います。

1. 当社は、お客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的等のお伺いいたしました事項を総合的に勘案し、適切な勧誘・アドバイスに努めます。
2. 当社は、金融商品取引の内容やリスクの内容等の十分且つ正確なご説明を行うことに努めます。
3. 当社は、「法令」・「諸規則」を遵守することはもちろん、合理的な根拠に基づき勧誘を行うように努めます。
4. 当社は、訪問や電話による勧誘・アドバイスは、お客様のご迷惑となる時間帯、場所、方法について十分に配慮いたします。
5. 当社は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引頂けるよう、適切な情報提供に努めます。
6. お客様に適正な勧誘・アドバイスを行うため、社内教育・研修の充実に努めます。
7. 口頭での説明はもちろんのこと、第一プレミア証券ホームページ上においても、お客様にとってわかりやすい適切な表示・ご案内を行うよう努めます。

お客様からの苦情・お問い合わせ及びご不明な点がございましたら、下記までご遠慮なくご連絡ください。

【問い合わせ先】

第一プレミア証券株式会社 業務部

〒150-0045

東京都渋谷区神泉町9-1

Daiwa 渋谷神泉ビル3階

☎ 03-6778-8700（代表）

FAX 03-6778-8701

お問い合わせ先

為替相場、投資アドバイス、パソコン操作… 営業部
各種届出、ご要望 … 業務部
お客様相談、苦情等 … コンプライアンス部…

電話 03-6778-8700
FAX 03-6778-8701
e-mail info@dai-ichi-premiere-sec.co.jp
受付 午前 8:00~午後 6:00 (土・日・祝祭日を除く)

取引や個人情報についてのお問い合わせは、原則として
お客様ご本人様に限らせていただきます。

—「お取引のガイド」の改訂について—

本ガイドの内容につきましては、法令の改正又は監督官庁の指導、その他必要が生じたときには変更する場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくは新たにお客様に義務を課すものであるときには、その変更箇所につきまして電子メールまたは当社 Web サイト上のお知らせ等の方法にて通知致します。この場合、所定の期日までに異議申立てがないときには、その変更について同意していただいたものとさせていただきます。なお、変更の内容が軽微であるときには、当社 Web サイトの各種規定集を更新することとします。

※「くりっく365」は、株式会社東京金融取引所の登録商標であり、同取引所が上場している取引所為替証拠金取引の愛称として使用するものです。当社は、株式会社東京金融取引所の「くりっく365」取引参加者である岡安商事株式会社から指定を受けた、取次業者です。

第一プレミア証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 162 号

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町9-1 Daiwa 渋谷神泉ビル3階

TEL 03-6778-8700 FAX 03-6778-8701

ホームページ <https://www.dai-ichi-premiere-sec.co.jp>

20220701